

参考資料：新型コロナウイルス感染症の検査に係る保険収載価格の見直し

- 令和3年12月10日保医発1210第1号により、新型コロナウイルス感染症の検査に係る保険収載価格の見直しが行われています。見直し後の点数は令和3年12月31日から適用されます。

保医発1210第1号で示された、見直しが行われる検査項目をまとめました。

| 検査項目 | 令和3年12月30日までの点数 | 令和3年12月31日からの点数 |
|----------------------------------|---|---|
| SARS-CoV-2核酸検出（検査委託） | 1800点 （D023の「14」SARSコロナウイルス核酸検出の4回分） | 1350点（※） （D023の「14」SARSコロナウイルス核酸検出の3回分） |
| | | 令和4年4月1日から→700点（※） （D023の「9」HCV核酸検出の2回分） |
| SARS-CoV-2核酸検出（検査委託以外） | 1350点 （D023の「14」SARSコロナウイルス核酸検出の3回分） | 700点 （D023の「9」HCV核酸検出の2回分） |
| SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出（検査委託） | 1800点 （D023の「14」SARSコロナウイルス核酸検出の4回分） | 1350点（※） （D023の「14」SARSコロナウイルス核酸検出の3回分） |
| | | 令和4年4月1日から→700点（※） （D023の「9」HCV核酸検出の2回分） |
| SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出（検査委託以外） | 1350点 （D023の「14」SARSコロナウイルス核酸検出の3回分） | 700点 （D023の「9」HCV核酸検出の2回分） |
| SARS-CoV-2抗原検出（定性） | 600点 （D012の「25」マイコプラズマ抗原定性（免疫クロマト法）の4回分） | 300点 （D012の「25」マイコプラズマ抗原定性（免疫クロマト法）の2回分） |
| SARS-CoV-2抗原検出（定量） | | 560点 （D012の「46」HIV-1抗体（ウエスタンブロット法）の2回分） |
| SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出（定性） | 600点 （D012の「25」マイコプラズマ抗原定性（免疫クロマト法）の4回分） | 420点 （D012の「39」単純ヘルペスウイルス抗原定性（角膜）の2回分） |

※ 令和3年12月31日から令和4年3月31日まで1350点とし、感染状況や医療機関での実施状況を踏まえた上で、令和4年4月1日に700点とする。